

# （案）

## 第 2 層協議体及び生活支援コーディネーターの設置について

### 1. 第 2 層協議体（会議体）

- 平成 29 年 3 月までに、順次立ち上げを行う。

【単 位】日常生活圏域に一つの第 2 層協議体を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、小学校区を単位とした第 2 層協議体分会の設置もできる。

### 2. 第 2 層協議体事務局

- 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに、第 2 層協議体の構成メンバーの調整等の準備や支援を行う。

【単 位】第 2 層協議体事務局は日常生活圏域に一つとする。  
第 2 層協議体分会がある場合は、第 2 層協議体事務局がそれぞれの第 2 層協議体分会の活動を取りまとめる。

### 3. 第 2 層生活支援コーディネーター

- 平成 28 年度中は先行する日常生活圏域で設置  
（平成 29 年度中に 13 の日常生活圏域全域での設置を目指す。）

【設置手続】第 2 層協議体で選出・第 1 層協議体での承認を経て決定（任期 1 年）  
第 2 層生活支援コーディネーター候補の活動計画・第 2 層協議体の選出理由を第 1 層協議体に提出

【配 置】ガイドラインにおいて、コーディネーターの資格・要件を「地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある者、または中間支援等を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」となっていることから、本市においては個人または団体（法人含む）とする。

【単 位】地域の実情に応じて、小学校区を単位として設置する。ただし、日常生活圏域（複数の小学校区）を担当することもできる。

### 4. 第 2 層協議体及び第 2 層生活支援コーディネーターの主な職務と活動評価

- 別紙